

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改定後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（監査報告書等の記載事項）            第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。</p> <p>一 監査報告書 次に掲げる事項</p> <p>イ 監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該意見に係る監査の対象となつた財務諸表等の範囲</p>	<p>（監査報告書等の記載事項）            第四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 監査の対象</p>

(2) 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

イ(2)に掲げる意見の根拠

ハ 財務諸表等規則第八条の二十七（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項

ニ 監査上の主要な検討事項（第二十一項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。）

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

ホ 経営者及び監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。以下同じ。）の責任

ト 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

チ 略

「二・三 略」

2 「略」

「項を削る。」

3 第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

経営者の責任

ハ 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

ニ 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

ホ 「同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「同上」

「二・三 同上」

2 「同上」

3 第一項第一号イに掲げる監査の対象は、監査の対象となつた財務諸表等の範囲について記載するものとする。

「項を加える。」

分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められる旨

三 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が不適正である旨

4|| 第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が監査の対象となつた財務諸表等に与えている影響

ロ 実施できなかつた重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかつた事実が影響する事項

四 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となつた財務諸表等が不適正である理由

5|| 第一項第一号ニに掲げる監査上の主要な検討事項（監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となつた事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項の

「項を加える。」

「項を加える。」

- うち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について記載するものとする。
- 一 財務諸表等において監査上の主要な検討事項に関連する開示が行われている場合には、当該開示が記載されている箇所
  - 二 監査上の主要な検討事項の内容
  - 三 監査上の主要な検討事項であると決定した理由
  - 四 監査上の主要な検討事項に対する監査における対応

「項を削る。」

「項を削る。」

- 4|| 第一項第一号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。
  - 一 財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
  - 二 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。
- 5|| 第一項第一号ハに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。
  - 一 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。
  - 二 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨
  - 三 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。
  - 四 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。
  - 五 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。
  - 六 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。
  - 七 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

「項を削る。」

6|| 第一項第一号ホに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

7|| 第一項第一号へに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 経営者の責任 次に掲げる事項
- イ 財務諸表等を作成する責任があること。
- ロ 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

八 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

6|| 第一項第一号ニに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると同様に認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表等に与えている影響又は実施できなかつた重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が不適正である旨及びその理由

7|| 第一項第一号ホに掲げる事項は、財務諸表等規則第八条の二十七又は連結財務諸表規則第十五条の二十二の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

「項を加える。」

8||

ハ 継続企業の前提（財務諸表等規則第八条の二十七（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二 監査役等の責任 財務報告（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）第二条第一号に規定する財務報告をいう。）に係る過程を監視する責任があること。

「項を加える。」

9||

第一項第一号トに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

四 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

五 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

六 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

七 継続企業の前提に関する経営者の評価について検討すること。

八 監査役等と適切な連携を図ること。

九 監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載すること（第二十一項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。）。

第一項第一号ニ及び前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場

「項を加える。」

<p>合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。</p> <p>一 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出書又は法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により訂正届出書を提出する場合</p> <p>二 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書又は法第二十四条の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合</p>	10	<p>第一項第一号二に掲げる事項は、連結財務諸表の監査報告書において同一の内容が記載される場合には、財務諸表の監査報告書においてその旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。</p>	<p>11 〔略〕</p> <p>12 〔略〕</p> <p>13 〔略〕</p> <p>14 〔略〕</p> <p>15 〔略〕</p> <p>16 〔略〕</p> <p>17 〔略〕</p> <p>18 〔略〕</p> <p>19 〔略〕</p> <p>20 〔略〕</p> <p>21 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号二に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた</p>
---	----	---	---

<p>〔項を加える。〕</p>	<p>8 〔同上〕</p> <p>9 〔同上〕</p> <p>10 〔同上〕</p> <p>11 〔同上〕</p> <p>12 〔同上〕</p> <p>13 〔同上〕</p> <p>14 〔同上〕</p> <p>15 〔同上〕</p> <p>16 〔同上〕</p> <p>17 〔同上〕</p> <p>18 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号二に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号二に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場</p>
-----------------	---

場合又は同項第三号ニに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ(2)若しくは第二号ニの意見又は同項第三号ニの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならぬ。

22| 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

23| 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。

この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十四項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24| 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十九項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

25| 監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

26| 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。こ

合又は同項第三号ニに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ニ若しくは第二号ニの意見又は同項第三号ニの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならぬ。

19| 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

〔一・二 同上〕

20| 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。

この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

21| 第十九項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

22| 監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

23| 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。こ

の場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十四項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

27| 第二十五項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十九項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

第一号様式

監 査 概 要 書 (表紙)  
平成 年 月 日提出  
財務 (支) 局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名  
又は監査法人の名称(1)

㊦

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社名の一覧(2)  
(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)

の場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24| 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

第一号様式

監 査 概 要 書 (表紙)  
平成 年 月 日提出  
財務 (支) 局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名  
又は監査法人の名称(1)

㊦

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社名の一覧(2)  
(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)  
監 査 概 要 書

会社名 \_\_\_\_\_ (番号)  
公認会計士の氏名又は監査法人の名称 \_\_\_\_\_

財務諸表	事業年度	第 期	平成 年 月 日から
連結財務諸表	連結会計年度	平成 年 月	日まで
		平成 年 月	日から
		平成 年 月	日まで

第一部 [略]

第二部 監査の実施状況等(6)

[ 1 ～ 4 略 ]

5 継続企業の前提に関する注記に係る事項

6 監査上の主要な検討事項の内容(1)

7 [略]

(記載上の注意)

[(1)～(5) 略]

(6) 「監査の実施状況等」の2から7に掲げる事項の記載は、当該事項に該当する場合に記載すること。

[(7)～(9) 略]

(10) 監査意見等に関する事項

a 「監査意見」には、無限定適正意見、意見の除外に係る除外事項を付した限定付適正意見、監査範囲の制約に係る除外事項を付した限定付適正意見又は不適正意見若しくは意見の表明をしない旨を記載すること。

b [略]

(11) 「監査上の主要な検討事項」には、監査上の主要な検討事項の内容、監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)  
監 査 概 要 書

会社名 \_\_\_\_\_ (番号)  
公認会計士の氏名又は監査法人の名称 \_\_\_\_\_

財務諸表	事業年度	第 期	平成 年 月 日から
連結財務諸表	連結会計年度	平成 年 月	日まで
		平成 年 月	日から
		平成 年 月	日まで

第一部 [同左]

第二部 監査の実施状況等(6)

[ 1 ～ 4 同左 ]

[加える。]

[加える。]

5 [同左]

(記載上の注意)

[(1)～(5) 同左]

(6) 「監査の実施状況等」の2から5に掲げる事項の記載は、当該事項に該当する場合に記載すること。

[(7)～(9) 同左]

(10) 監査意見等に関する事項

a 「監査意見」には、無限定適正意見、意見の除外に係る除外事項を付した限定付適正意見、監査範囲の制約に係る除外事項を付した限定付適正意見又は不適正意見若しくは意見の表明をしなかつたかを記載すること。

b [同左]

[加える。]

査上の主要な検討事項に対する監査における対応について記載  
すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。